

地域が行う介護予防活動に補助金を交付します！

【対象となる団体】

65歳以上の町民を対象に介護予防活動を年4回以上行う団体(5人以上で構成)
※ほかの制度で助成や補助を受けている場合は対象になりません。

【対象となる活動】

- 健康づくり
- 認知症予防
- 栄養改善に役立つ活動など

【補助対象】

介護予防活動に要する経費(食糧費は除く)
【補助金の上限】
対象の介護予防活動に参加した延べ人数(年間)×100円と5万円のどちらか少ない金額

問い合わせ先 住民課

地域包括支援センター 村岡

国民年金保険料 学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。
対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大

学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である過程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉

118万円＋1扶養親族等の数×38万円－

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、3月末～4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項をご記入の上ご返送ください。
なお、平成29年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

問い合わせ先 南国年金事務所

☎088-864-1111

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

町・県民税の 公的年金からの 特別徴収について



4月1日現在、老齢年金や退職年金等を受けている65歳以上の方で、町・県民税を納税する義務のある方は、個人住民税が公的年金から天引き(特別徴収)されます。

指定金融機関の 変更について

6月1日(木)から、指定金融機関が「土佐れいほく農業協同組合」から「高知銀行」に変更となります。

問い合わせ先 出納室会計管理者

行政相談委員の紹介

大豊町の行政相談委員に4月1日付けで吉松英喜さんが再委嘱されました。



行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聞きする民間有識者の方です。

委員は、①国の仕事、②JR、NTTなどの特殊法人の仕事、③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さんからの相談を受け、その解決や実現のお手伝いをしていきます。

相談は、毎月1回開設している相談所や、相談日以外でも吉松さんの自宅まで受け付けています。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 吉松英喜相談委員

☎75-0617

四国電力から ダム放流についてのお願い

今年も集中豪雨や台風が発生するシーズンとなりました。

四国電力では、穴内川ダムおよび繁藤ダムから放流する場合、サイレンや警報車による警報を行いますので、川におられる方は、ただちに安全な場所へ移動するようお願いいたします。

なお、放流する場合のサイレンの鳴らし方は、次のようになっています。



問い合わせ先

四国電力電力部土木建築課
☎088-821-2640

受けましたか? 「特定健診」・「がん健診」

今年最後の集団検診日は、7月9日(日)です。皆さんは、もう受診されましたか? 体の状態は短期間で変化することもあります。毎年受診することで、病気の早期発見・早期治療につながります。定期的に受診し、微細な変化を見逃さないようにしましょう。

また、昨年度から「大豊町健康づくり団体連携促進事業」を開始し、町が委託した大豊町健康つ

【特別徴収の対象となる税額】

すべての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収されます。

なお、給与等その他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した個人住民税については、これまでどおり給与から特別徴収または普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただくこととなります。

【実施時期】

前年度から特別徴収の対象となっている方

年金支給月	徴収税額
4月	《仮徴収》
6月	前年度の年税額の6分の1ずつ
8月	《本徴収》
10月	《本徴収》
12月	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1ずつ
2月	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1ずつ

新たに対象となった方

年金支給月	徴収税額
4月	—
6月	《普通徴収》
8月	年税額の4分の1ずつ
10月	《特別徴収》
12月	《特別徴収》
2月	年税額の6分の1ずつ

問い合わせ先

住民課 税務班 上村

くり婦人会と大豊町食生活改善推進協議会が連携して、健診を受けていない方のお宅に訪問し、受診勧奨を行いました。200人への勧奨の結果、特定健診36人、肺がん検診14人、広域がん検診1人の方が受診されました。今年度も、6月中旬から未受診の方のお宅に訪問する予定です。



まだ受診していない方は、ぜひお申込みください。

問い合わせ先

住民課 健康づくり班 前田

民生委員に対する 厚生労働大臣特別表彰および 知事感謝状を受けられました

去る3月6日に亡くなられた溝渕睦水氏は、民生委員を21年余りの長きに渡り努められました。その職務に対して大臣特別表彰および知事感謝状が贈られました。



4月20日 故溝渕睦水氏ご霊前にて 町長から妻の美榮子さんへ伝達